

令和4年

第11回農業委員会総会議事録

令和4年11月7日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事 (議案第1号から第3号)
日程第4 報告 (報告第1号から第3号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 1 人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	11 番	栗山 信治
13 番	明石 茂	15 番	林 康弘
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員 (3 人)

10 番	進藤 久司	14 番	末永 久義
24 番	有沢 敏博		

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

第 4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	高木 淳也	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 4 年第 1 1 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

開催に先立ち、先日 1 日に、市政の発展に尽力した個人・団体を表彰する市政功労者表彰式がクロスベイ新湊で開かれました。このたび、射水市農業委員として土合正夫さんと永森薫さんが永年にわたる農業振興への功績が讃えられ、受賞されたことをご報告いたします。おめでとうございます。

また、お二方から受賞に際し感謝の意を表され多大なるご厚志を賜りましたので、今後の懇談会等に充てさせていただきたく存じます。誠にありがとうございました。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「2番 白山委員」「3番 土合委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 事

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第1号の説明・表決）

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第1号の申請番号6番について、金委員から説明をお願いします。

金委員

議案第1号の申請番号6番について説明します。
今回の申請地である には現在、草刈機や動力噴霧器の保管用格納庫が建っている状態です。
昭和45年頃、農業に従事していた申請者の父がコンバインやトラクター農機具格納庫を建築してしまいました。当時、転用許可を取らず無断転用したことを申請者は深く反省しており、この度の転用申請に至りました。
申請者は、今後も格納庫として必要性が高く、これまで同様に周辺農地に

被害を及ぼさないと誓約しております。また地元関係者の同意も得られていることから、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第1号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第2号の説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号28番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第2号の申請番号28番について説明します。

申請人の受人は、線に面した中古自動車販売会社であり、取引は海外ではなく国内だけでの売買を行っております。現在、申請地を含め3筆を譲渡人から賃借し、約30台分の車両置場として利用しています。

今回これらの土地を譲り受けるに際して、申請地が田であることがわかり今回の申請となりました。申請地以外の2筆は、昭和56年に雑種地へ地目変更を行っており、当時の経緯を知っている父親も亡くなっています。本来ならば、今回の申請地も当時雑種地として払い下げるべきであったと譲渡人である氏も反省しているところです。

会社を設立して約17年となり、転用後は擁壁や排水設備を施工するなど、これまで同様に周辺農地に被害を及ぼさないと認められ、また地元関係者の同意も得られていることから、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号29番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（高木）

議案第2号の申請番号29番について説明します。

申請人の借人である氏は、で一般貨物自動車運送業を営んでおり、既存地を車庫として借り受け、トラック約20台の駐車場として利用しているところです。既存地ではトラックを駐車することで全く空きスペースがない状態で、従業員の自家用車の駐車場も確保が困難なため、会社では家族に送迎してもらうことを奨励するほどです。

既存地は、申請人の貸人である氏が平成9年に、自身の運輸会社の駐車場及び資材置場として購入したものです。その後、富山市にあるに山土砂の仮置場として賃貸し、山土砂が山積のままは倒産。その後、平成19年に自動車の輸出業者に既存地を賃借したところ、山積で放置されていた土砂を申請地へ入れ整地してしまい、無断転用後に輸出業者も倒産しました。

約3年前に申請人の借人から既存地をトラックの車庫として賃貸の申し出があり現在に至るが、この度の駐車場を拡張したいと計画したことから無断転用が発覚しました。今回の件について、申請人の貸人である氏は二度とこのようなことがないことを誓い、深く反省しております。

既存地から半径200メートルの範囲内で非農地を探しましたが、利用可能な土地はなく、転用後は擁壁を設置、排水設備を施工することで、周辺農地へ被害を及ぼさないと誓約し、あわせて、各関係者の同意も得られていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号30番について、金委員から説明をお願いします。

金委員

議案第2号の申請番号30番について説明します。

申請人は、で建物建築のクレーン作業及び建設機械の運搬業を行っています。現在、会社の2階を事務所として、1階に営業用の自動車3台を駐車、申請地西側の車庫にクレーン車1台を入れていることから、従業員2名分の自家用車の駐りに苦労している状況です。

この度、申請地の所有者の方に相談したところ所有権移転の承諾をいただきましたので、転用後は作業用のホース車及び従業員分の駐車場として利用していきたいと考えています。

本社近隣において代替可能地を探しましたが、利用可能な土地はなく、転用後は擁壁及び排水設備を施工することで、周辺農地へ被害を及ぼさないことを誓約し、あわせて、各関係者の同意も得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号31番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（高木）

議案第2号の申請番号31番について説明します。

申請人夫婦は令和4年2月に結婚しましたが、現在二人で暮らす家がなくお互いの実家で別々に暮らしています。将来的な子育ての協力、両親の介護等に対応することを視野に入れ、この度一戸建て住宅を取得することの考えに至りました。

申請地は、申請人夫婦の妻の祖母が所有者であり、妻の実家から徒歩で3分以内の場所となります。申請人夫婦は、実家から半径100メートル以内を検討範囲とし、検討可能な土地がないことから、当該申請地の使用貸借権を取得し、この地に住宅を新築する計画に及びました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号32番について、高口委員から説明をお願いします。

高口委員

議案第2号の申請番号32番について説明します。

申請人の借人であるは、昭和46年に設立し主に橋梁建設業を営んでおります。本店はに存し、富山県には市に北陸支店が存します。この度、工事を受注したことから、現場付近での資材置場が必要となり、工事完了までの期間、一時的な対応として計画されているものです。転用期間は、令和5年2月～令和6年8月までの期間となります。

申請に際して、工事現場を中心とした半径200メートルを検討範囲として、必要規模を確保した農地及び農地以外の土地を選定し検討を行いました。

今回の申請地が適地との判断に至りました。

今回の一時転用による周辺農地への影響はないと思われ、地権者及び地元の同意が得られていることに加え、転用終了後は農地復元計画に基づき速やかに農地として復元することを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第3号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

報 告

議長(堀会長)

次に日程第4 報告です。

(報告第1号の説明)

議長(堀会長)

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

（報告第2号の説明）

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようですから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

（報告第3号の説明）

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和4年第11回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時31分

その他協議・報告事項

- 1 次回開催場所と時刻について
開催日 12月6日(火)午後2時から
会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- 2 令和4年度 富山県農業委員会研修大会
日時 令和4年11月16日(水) 午後1時30分～4時
会場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
(射水市戸破1500番地)
- 3 委員欠員に伴う募集状況報告
- 4 運営委員会の開催について
総会終了後、302会議室にて開催
- 5 配布資料
 - ・遊休農地一覧
 - ・農家相談の手引き
 - ・農業者年金制度と加入推進2021年度版
 - ・射水市肥料・飼料等の農業生産原材料高騰下における緊急支援実施要領(案)

議 長

署名委員

署名委員